会長		担当理事		会計	

埼医業Ⅰ第９４４号
令和３年８月１２日

郡市・大学医師会長　殿

埼玉県医師会長　　金　井　忠　男
担当常任理事　　丸　木　雄　一
（公　印　省　略）

重複・多剤服薬者に対する県事業について（依頼）

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、標記の件について、別添のとおり埼玉県保健医療部長から通知がありました。

つきましては、貴会におかれましても本件に関してご了知いただきますとともに、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

担当：業務Ⅰ課　関谷
電話：048-824-2611
ＦＡＸ：048-822-8515

埼玉県八潮医師会
収受
3.8.16
585 号

薬 第 ３ ８ １ 号
令和３年７月１９日

一般社団法人埼玉県医師会
会長　金井　忠男　様

埼玉県保健医療部長　関本　建二（公印省略）

重複・多剤服薬者に対する県事業について（依頼）

本県の保健医療行政の推進につきまして、日頃格別の御理解、御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、高齢者の多くは、複数の疾患を抱え複数の医療機関に通院するなど、重複・多剤の服薬をしている恐れがあり、多剤併用による薬物有害事象の発生が懸念されます。

そのため、県では薬局薬剤師による他職種と連携したポリファーマシー対策事業を実施することといたしました。

現在、国の保険者努力支援制度（市町村分）の共通指標５「重複・多剤投与者に対する取組」について、実施可能な保険者（市町村国保）が対象となる患者へ重複・多剤服薬に関する通知（以下「通知」という。）を行う予定です。薬局薬剤師が通知を受け取った患者から相談を受けた際に、「高齢者の安全な薬物療法ガイドライン 2015」等に基づき多剤併用による有害事象等の発生について聞き取り、その内容を受診医療機関の医師に「重複投与等に係る報告書」により情報提供するというものです。

県は、この事業を一般社団法人埼玉県薬剤師会に委託し、令和３年９月から開始する予定です。

つきましては、貴会会員の皆様には薬局薬剤師から情報提供があった際には、その内容を御確認いただき、日常の診療に役立てていただくなどポリファーマシー解消への取組に御理解・御協力をいただくとともに、併せて、県内郡市医師会あて御周知くださいますようお願いいたします。

【参考資料】
１　ポリファーマシー対策推進事業の概要
２　重複投薬等に係る報告書（情報提供書）

担　当：薬務課総務・温泉・薬事相談担当　脇田
電　話：０４８－８３０－３６２４
ＦＡＸ：０４８－８３０－４８０６

埼玉県保健医療部薬務課

令和3年度　薬局のかかりつけ機能強化推進事業

ポリファーマシー対策の推進

■ 目的　複数の疾患をかかえ多剤を処方される高齢者は、それに伴う薬物有害事象を生じることが多いため、薬局薬剤師が他職種と連携してポリファーマシー対策を実施する。

■ 方法　保険者努力支援制度の「重複・多剤投与者に対する取組」を活用し、保険者（市町村国保）から通知があった重複・多剤投与者を対象に、薬剤師会、保険者、医師会が連携して実施。

【委 託 先】一般社団法人埼玉県薬剤師会

【対 象 者】（１）市町村国保がレセプトデータから対象患者を抽出

※埼玉県国民健康保険団体連合会（国保連合会）がレセプトデータから「重複・多剤投与者リスト」を作成し、市町村に提供

〔リスト作成条件〕

① 直近3ヶ月を対象

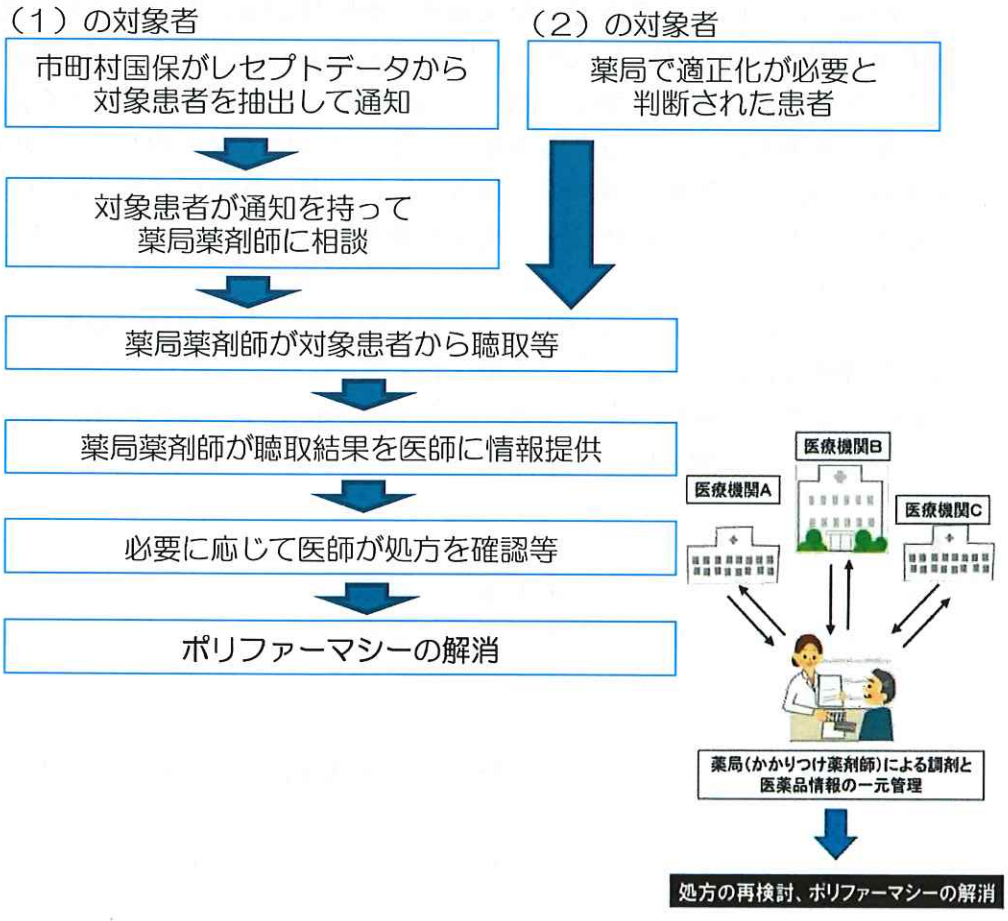
② がん、精神疾患、血友病等に関する治療薬が処方されている方は除く

③ 重複…同一月内に同一薬効を持つ医薬品が処方されているもの
多剤…同一月内に10種類以上の医薬品が処方されているもの

④ ③の条件が直近3ヶ月のうち2ヶ月以上該当するもの

（２）薬局薬剤師が適正化を必要と判断した方

【実施の流れ】



※この様式をもって、薬局が各受診医療機関への情報提供いたします。

重複投薬等に係る報告書

令和　　年　　月　　日

医療機関名

担当医氏名　　先生

薬局名		患者番号	
連絡先		担当者	

患者氏名		性別	
生年月日			
住所			
電話番号			

以下の通り、重複投薬等の状況について報告いたします

★受診中の医療機関、診療科等に関する情報

保健医療機関名	診療科

★現在服用中の薬剤一覧

医薬品名	薬効分類又は効能効果

★薬剤師からのご提案
